

「年金記録問題に関する特別委員会」報告書(平成26年1月)のデータの更新について

この資料は、平成26年1月に社会保障審議会日本年金機構評価部会年金記録問題に関する特別委員会においてとりまとめられた報告書のデータについて、平成26年3月末時点に更新したものです。

[報告書抜粋]

「この報告書は、その提出時期との関連から、記述計数は主に平成25年9月末現在の概数により一旦報告書として提出し、その後平成26年3月末時点の計数により厚生労働省・年金機構側が補正したものを、両者が6～7月頃に公表する、などの善後策を講ずることとしている。」

報告書掲載データ		平成26年3月 時点の計数	(参考) 報告書の計数	報告書掲載ページ
第2章	〈図表2-6〉紙台帳とコンピュータ記録の突合せ事業の進捗状況	(別添1参照)	—	P27
第3章	統合済み記録の分析と未統合記録との比較 〈図表3-3〉種類別の割合 〈図表3-4〉年齢別の割合 〈図表3-5〉加入期間別の割合 〈図表3-6〉記録の開始時期別の割合 〈図表3-7〉未統合記録の統合状況の推移 〈図表3-8〉資格照会申出件数、第三者委員会申立件数及び再裁定受付件数	(別添2参照)	—	P44、P45、P46
	現存の厚生年金基金の記録と国記録との突合せの概要 〈図表3-13-1〉国記録と基金記録との突合せの結果(第一次審査状況) 〈図表3-13-2〉国記録と基金記録との突合せの結果(第二次審査状況) 〈図表3-15〉基金突合せに関する記録の回復状況	(別添3参照)	—	P61、P62、P64
第4章	茶色便による共済過去記録の基礎年金番号への統合	140万件(全体 198万件の62%)	135.5万件(全体 198万件の68%)	P73
第5章	相談体制の充実 〈図表5-1〉年金事務所記録相談専用窓口(ブース)の状況 〈図表5-2〉年金事務所が行う出張相談の状況 〈図表5-3〉社会保険労務士会委託の出張相談の状況 〈図表5-4〉記録相談専用コールセンター応答実績 〈図表5-5〉一般相談コールセンター応答実績	(別添4参照)	—	P78、P79、P80
	「ねんきんネット」新規ユーザID発行件数	約280万件	約217万件	P81
	「気になる年金記録、再確認キャンペーン」の実施状況	(別添5参照)	—	P84
	再裁定の平均処理期間	3.2か月	2.3か月	P89
	時効特例給付の平均処理期間	2.1か月	2.1か月	P89
	障害厚生年金の未処理件数	5,590件	4,885件	P89
	年金給付事務サービススタンダード達成率	93.2%	92.6%	P89
第6章	未統合記録5,095万件的うち解明された記録	3,012万件	2,983万件	P43、P93、P94
	未統合記録5,095万件的うち解明作業中又はなお解明を要する記録	2,083万件	2,112万件	P40、P43、P44、P81、P93、 P96、P100、P101、P102、 P157、P158、P179
	〈図表6-1〉平成19年当時の未統合記録5,095万件的の状況	(別添6参照)	—	P94
	〈図表6-2〉「ご本人からの未回答のもの」の年齢別内訳	(別添7参照)	—	P98
	〈図表6-3〉未解明記録の状況(機械的推計)	(別添8参照)	—	P103
	被保険者における短期間の複数加入での未請求の可能性 〈図表6-4〉未解明記録の死亡推定 〈図表6-5〉「ご本人からの未回答のもの」の加入期間別内訳	(別添9参照)	—	P104

報告書掲載データ		平成26年3月 時点の計数	(参考) 報告書の計数	報告書掲載ページ
第7章	記録関係特例2法とそれに関連する記録回復もしくは救済手順 〈図表7-2〉第三者委員会などの取扱い件数 〈図表7-3〉年金機構本部の受付から再裁定分の支給までの、月中の平均 処理期間(各月内に支給を行った分の平均処理期間) 年金記録の回復基準の設定 〈図表7-4〉年金事務所段階での記録回復基準の状況	(別添10参照)	—	P114、P115、P116
第9章	〈図表9-2〉年金記録問題への対応の実績概要	(別添11参照)	—	P156
	〈図表9-3〉未統合記録(5,095万件)の解明状況	(別添12参照)	—	P157
第10章	基礎年金番号の整備と重複付番対策 〈図表10-1〉4項目が一致する者の重複付番解消状況 〈図表10-2〉3項目が一致する者の重複付番解消状況 〈図表10-4〉基礎年金番号と住民票コードとの、ひも付け状況	(別添13参照)	—	P162、P165、P166
	事業主・自治体からの届出電子化など届出の正確性確保策 〈図表10-5〉厚生年金保険 主要6届の電子化の現状 国民年金保険料の「後納制度」実施後のフォロー	(別添14参照)	—	P170

〈図表2-6〉紙台帳とコンピュータ記録の突合せ事業の進捗状況（平成26年3月末）

○ 審査結果

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
審査開始件数	4,852.0万人 (4,842.9万人)	1,597.0万人 (1,545.9万人)	1,957.6万人 (1,734.4万人)	8,406.7万人 (8,123.2万人)
審査終了件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数)	4,842.9万人 (4,842.9万人)	1,545.8万人 (1,545.9万人)	1,733.9万人 (1,734.4万人)	8,122.6万人 (8,123.2万人)
一致件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数)	4,781.2万人 (4,723.0万人)	1,446.0万人 (1,408.4万人)	1,571.1万人 (1,503.5万人)	7,798.3万人 (7,634.9万人)
不一致件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数)	61.7万人 (120.0万人)	99.8万人 (137.4万人)	162.8万人 (230.8万人)	324.3万人 (488.2万人)
職員確認済み件数のうちコンピュータ記録との不一致件数	45.8万人	84.8万人	107.0万人	237.6万人
職員確認済み件数のうち新規記録判明件数	15.9万人	15.0万人	55.8万人	86.7万人

○ 年金回復見込額

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
年金回復見込額累計（年額）	154,401.2万円	680,308.3万円	2,212,849.0万円	3,047,558.4万円
年金回復見込額が増額となる受給者等の人数	22.8万人	74.9万人	91.3万人	189.0万人
増額となった者1人当たり平均（年額）	6.8千円	9.1千円	24.2千円	16.1千円

○ ご本人への通知発送状況

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
記録訂正に係る通知発送件数	39.0万件	74.9万件	91.9万件	205.8万件
うち、ご本人からの回答件数	31.9万件	67.6万件	77.8万件	177.4万件
記録判明に係る通知発送件数	15.4万件	14.5万件	53.7万件	83.6万件
うち、ご本人からの回答件数	6.1万件	9.5万件	37.6万件	53.2万件

(説明1) 審査対象者の年齢は、平成22年10月1日時点での年齢である。また、審査結果の表に記載している各件数は、年金の種類ごとに把握しているため、複数の年金を受給されている方などについて、一部重複して計上されている。

(説明2) 審査開始件数は、突合せ作業及びその進捗管理を行う紙台帳検索システムの登録件数を計上している。この登録件数には審査対象にならなかった者も含まれている。なお、審査開始件数欄の括弧内の数値は、この審査対象にならなかった者を除いた実際に審査対象となる件数である。したがって、進捗状況は、審査開始件数の括弧内の数値と審査終了件数との比較になる。

また、複数の年金を受給されている方の重複分を除いた人数ベースでは、審査対象人数は79,260,121人、審査終了人数は79,254,810人である。

(説明3) 受託事業者審査の段階で「不一致」と判断されたものについては、その後の職員審査で「一致」と判断されるものがあることや、職員審査で「不一致」と判断とされたものも、ご本人に通知し確認をお願いした上で記録補正を行うことから、「不一致件数」は、最終的な記録補正件数とは異なる。

(説明4) 年金回復見込額については、お客様に記録訂正に係る通知を発送する時点の金額を集計している。

(別添 2)

〈図表 3-3〉 種類別の割合

	厚生年金・船員保険	国民年金
統合済み記録 件数 (割合)	1,430.2 万件 (80.7%)	341.0 万件 (19.3%)
未統合記録 件数 (割合)	1,798.4 万件 (86.3%)	284.4 万件 (13.7%)

千件未満で四捨五入

〈図表 3-4〉 年齢別の割合

	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上	年齢不明
統合済み記録	22.7 万件	279.4 万件	333.3 万件	727.1 万件	262.6 万件	110.5 万件	24.3 万件	5.6 万件	5.7 万件
割合	1.3%	15.8%	18.8%	41.1%	14.8%	6.2%	1.4%	0.3%	0.3%
未統合記録	22.8 万件	189.5 万件	243.3 万件	425.3 万件	552.1 万件	341.5 万件	176.2 万件	131.4 万件	0.7 万件
割合	1.1%	9.1%	11.7%	20.4%	26.5%	16.4%	8.5%	6.3%	0.0%

千件未満で四捨五入

〈図表 3-5〉 加入期間別の割合

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 25年未満	25年以上	期間不明
統合済み記録	599.9 万件	707.9 万件	245.6 万件	104.3 万件	4.8 万件	108.6 万件
割合	33.9%	40.0%	13.9%	5.9%	0.3%	6.1%
未統合記録	1,093.1 万件	727.7 万件	156.5 万件	83.6 万件	4.4 万件	17.7 万件
割合	52.5%	34.9%	7.5%	4.0%	0.2%	0.8%

千件未満で四捨五入

〈図表 3-6〉 記録の開始時期別の割合

	昭和 30 年以前	昭和 30 年代	昭和 40 年代	昭和 50 年代	昭和 60 年以降	年代不明
統合済み記録	50.1 万件	318.0 万件	646.0 万件	364.6 万件	361.7 万件	30.8 万件
割合	2.8%	18.0%	36.5%	20.6%	20.4%	1.7%
未統合記録	157.9 万件	732.7 万件	633.9 万件	284.6 万件	268.6 万件	5.1 万件
割合	7.6%	35.2%	30.4%	13.7%	12.9%	0.2%

〈図表 3-7〉 未統合記録の統合状況の推移

(単位:万件)

対象年月	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
統合記録件数 (年度末時点の累計件数)	417	1,010	1,403	1,563	1,631	1,704	1,771
月平均増加の件数	27	49	33	13	6	6	6
未解明記録件数 (年度末時点の件数)	2,025	1,162	995	976	964	958	921
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ねんきん特別便送付開始(19年12月) ・グレー便送付開始(20年5月) ・黄色便送付開始(20年6月) ・ねんきん定期便送付開始(21年4月) ・受給者便送付開始(21年12月) ・紙台帳とコンピュータ記録の突合せ開始(22年10月) ・「ねんきんネット」開始(23年2月) ・気になる年金記録、再確認キャンペーン開始(25年1月) 						

〈図表 3-8〉 資格照会申出件数、第三者委員会申立件数及び再裁定受付件数

(単位:万件)

対象年月	20年度	21年度	22年度	23年度	24年 4~9月	24年10月 ~25年3月	25年 4~9月	25年10月 ~26年3月
資格照会などの申出件数 (月平均) (注1)		239.1 (19.9)	125.5 (10.5)	31.3 (2.6)	11.3 (1.9)	10.1 (1.7)	11.6 (1.9)	8.8 (1.5)
定期便・黄色便・受給者便受付件数 (月平均) (注2)	563.8 (47.0)	109.3 (9.1)	100.0 (8.3)	14.6 (1.2)	3.9 (0.7)	2.1 (0.4)	1.7 (0.3)	1.0 (0.2)
第三者委員会申立件数 (月平均)	5.0 (0.4)	6.0 (0.5)	6.0 (0.5)	2.8 (0.2)	1.0 (0.2)	0.8 (0.1)	0.8 (0.1)	1.0 (0.2)
再裁定受付件数 (月平均) (注3)	137.4 (11.5)	101.6 (8.5)	55.8 (4.7)	44.4 (3.7)	36.2 (6.0)	43.0 (7.2)	44.1 (7.3)	52.1 (8.7)

(注1) 資格照会などの申出件数の22年度以降は、年金裁定請求時に申出のあったものを含む。

(注2) 定期便、黄色便、受給者便は21年度から集計を開始。

(注3) 再裁定件数は各年度における再裁定全体の件数であり、記録問題に関する再裁定の件数のみではない。

(1) 現存の厚生年金基金の記録と国記録との突合せの概要

この「基金突合せ」は、おおむね平成 26 年 3 月に終了する見込みである。国記録と基金記録との突合せの結果、国の記録が誤っているとして基金に回答したものは、国の記録が訂正されることとなる（＜図表 3-13＞参照）。

これにより、データに制約があるが、平成 24 年 1 月以降で約 6.8 万件の記録が回復し、年金額が回復した方の平均増加年額（国支給分）は、約 6 千円となっている（平成 26 年 3 月末時点）。

一方、国記録と基金記録との突合せの結果、国記録が正しいとされた場合には、基金や連合会において記録の訂正、加入員・受給権者への通知、年金額の再計算などを行うことになる。平成 22 年以降の国・基金記録突合せの結果、国記録が正しいとされた記録は 113 万人分（平成 26 年 3 月末時点）であった。このうち、データに制約はあるが、企業年金連合会分として年金額の増額につながったのは 5.2 万人分である。

なお、増額となった方の平均増加年額は約 2 千円となっている（平成 26 年 3 月末時点）。

＜図表 3-13-1＞ 国記録と基金記録との突合せの結果（平成 26 年 3 月末時点の第一次審査状況）

基金からの 受付件数（注 1）	国記録が 「正」として 基金に回答、 決定された もの	紙台帳と基金記録が一致				その他 （注 3）
		国記録「誤」として 基金に回答（注 2）	うち 記録 訂正済	「訂正不要」 の申出あり 又は受給者 で減額とな るため訂正 しないもの	本人に記録 訂正の要否 を確認した が一定期間 経過後も申 出なし	
475.9 万件	339.6 万件					74.8 万件

千件未満で四捨五入

（注 1）一人（一オンライン記録）につき複数の不一致の理由がある場合（氏名相違と標準報酬月額相違など）は、それぞれ 1 件と計上。したがって、表の数値は人数（オンライン記録数）ベースの数値ではない。

（注 2）基金番号相違の場合などの年金額に影響しないケースを含む。

（注 3）基金などから年金機構へ送付された時点で、既に被保険者記録が訂正されており不一致が解消されていたもの、審査の過程で不一致が無いことが判明したため返戻したもの、などである。

<図表 3-13-2> 国記録と基金記録との突合せの結果（平成 26 年 3 月末時点の第二次審査状況）

基金からの 受付件数（注 1）	国記録が 「正」として 基金に回答、 決定された もの	基金記録が適正であることを示す証拠書類あり			その他 （注 3）	
		国記録「誤」として 基金に回答（注 2）	「訂正不要」 の申出あり 又は受給者 とな るため訂正 しないもの など	本人に記録 訂正の要否 を確認した が一定期間 経過後も申 出なし		
						うち 記録 訂正済
32.1 万件	24.2 万件	3.4 万件	3.4 万件	2.6 万件	0.7 万件	1.1 万件

千件未満で四捨五入

（注 1） 一人（一オンライン記録）につき複数の不一致の理由がある場合（氏名相違と標準報酬月額相違など）は、それぞれ 1 件と計上。したがって、表の数値は人数（オンライン記録数）ベースの数値ではない。

（注 2） 基金番号相違の場合などの年金額に影響しないケースを含む。

（注 3） 基金などから年金機構へ送付された時点で、既に被保険者記録が訂正されており不一致が解消されていたもの、審査の過程で不一致が無いことが判明したため返戻したもの、などである。

<図表 3-15> 基金突合せに関する記録の回復状況

	回復件数	年金額回復額合計（年額）
ア) 国給付の回復（平成 24 年 1 月～平成 26 年 3 月に増額再裁定されたもの）	6.8 万件	39,772.0 万円
イ) 基金給付の回復（連合会で平成 23 年 4 月～平成 26 年 3 月末までに増額再裁定されたもの）	5.2 万件	11,972.3 万円

（説明 1） 国給付の回復は、年金受給者で増額となり再裁定が行われた件数を計上している。

（説明 2） 上記イのほか、個別の厚生年金基金分における年金額回復状況を合計で粗く推計すると、件数は 2～3 万件、回復年額合計は約 1 億円と見込まれる。

(別添 4)

＜図表 5-1＞ 年金事務所の記録相談専用窓口(ブース)の状況

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ブース数	-	882	312	327	214	195	104
相談件数	102.1 万件	578.0 万件	134.1 万件	67.5 万件	31.8 万件	24.3 万件	17.5 万件

(説明) ブース数の平成 19 年度はデータなし。また、平成 20 年度は常設ブース 273 ブースに加え臨時ブースを 609 ブース増設。

＜図表 5-2＞ 年金事務所が行う出張相談の状況

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開設回数	12,597 回	8,346 回	6,759 回	6,006 回	5,829 回	5,496 回	5,112 回
相談件数	42.2 万件	32.9 万件	18.2 万件	14.1 万件	12.0 万件	11.1 万件	8.8 万件

(注) 平成 24 年度については、平成 26 年 1 月にとりまとめた報告書の数値に誤謬があったため修正している。

＜図表 5-3＞ 社会保険労務士会委託の出張相談の状況

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開設回数	457 回	4,430 回	2,604 回	1,952 回	1,687 回	1,563 回	1 864 回
相談件数	0.4 万件	3.5 万件	1.1 万件	0.8 万件	0.9 万件	1.4 万件	1.5 万件

(説明) 平成 20 年 3 月から実施。

(注) 平成 22～24 年度については、平成 26 年 1 月にとりまとめた報告書の数値に誤謬があったため修正している。

＜図表 5-4＞ 記録相談専用コールセンター応答実績(注 1)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総コール数 ^①	1,351.7 万件	2,124.4 万件	374.1 万件	265.8 万件	125.7 万件	140.8 万件	152.0 万件
応答件数 ^②	416.6 万件	894.3 万件	346.2 万件	246.0 万件	114.3 万件	98.3 万件	115.9 万件
応答率 ^③ (注 2)	30.8%	42.1%	92.5%	92.5%	90.9%	69.8%	76.3%

(注 1) 平成 24 年度は、同 25 年 2 月から記録再確認キャンペーンによりコールが増大したため、平成 25 年 5 月から 10 月までオペレーター席数を 100 席から 130 席に変更。

(注 2) 「応答率」^③ = 応答件数^② ÷ 総コール数^① × 100

＜図表 5-5＞ 一般相談コールセンター応答実績(注 1)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総コール数 ^①	960.6 万件	909.8 万件	690.7 万件	677.6 万件	546.6 万件	475.5 万件
応答件数 ^②	259.4 万件	403.1 万件	395.2 万件	407.2 万件	430.0 万件	403.6 万件
応答率 ^③ (注 2)	27.0%	44.3%	57.2%	60.1%	78.7%	84.9%

(注 1) 平成 20 年度は、3ヶ所のコールセンターのナビダイヤルによる統計が可能となった平成 20 年 8 月からの数値。

(注 2) 「応答率」^③ = 応答件数^② ÷ 総コール数^① × 100

(2) 再確認キャンペーンの具体策

③各種ツールを活用した取組

また、このキャンペーンの実施状況は以下のとおりとなっている（平成26年3月末現在）。

□ポスターなどの掲示協力状況

- ・ポスター 25 団体（53 千枚）、1,783 自治体（21 千枚）
- ・パンフレット 27 団体（1,819 千枚）、1,785 自治体（1,498 千枚）

□ホームページの該当ページアクセス件数 約 133 万件

□事務所などへのキャンペーンハガキ・パンフレット持参者数 約 137 千件

〈図表6-1〉平成19年当時の未統合記録5,095万件の状況(26年3月時点データ)

I 〈解明された 記録〉 3,012万件	(1) 基礎年金番号に統合済みの記録	1,771万件(1,382万人)
	(2) 死亡者に関連する記録及び年金受給に結び付かない記録	1,241万件(968万人)
	① 死亡者に関連する記録	689万件
	i 死亡の届出が提出されている記録	195万件
	ii 死亡一時金を受給している記録	62万件
	iii 国内の最高齢者(男女別)以上の生年月日となっている記録	121万件
	iv 住基ネットで死亡と確認された記録	70万件
	v 上記の記録と氏名・生年月日・性別の3項目が一致する記録	241万件
	② 年金受給に結びつかない記録	552万件
	i 脱退手当金、脱退一時金及び特別一時金を受給した記録	204万件
ii 共済組合へ移管済みの記録	25万件	
iii 名寄せ特別便の期間重複チェックの結果、基礎年金番号に収録されている記録と完全に重複している記録	134万件	
iv 厚生年金又は船員保険の加入月数が0ヶ月である記録及び国民年金の保険料納付月数が0ヶ月である記録	188万件	
II 〈解明作業中 又はなお解明 を要する記録〉 2,083万件	(1) 現在調査中の記録(ご本人からの回答に基づき記録を調査中)	4万件(3万人)
	(2) 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録	843万件(658万人)
	①ご本人からの未回答のもの	312万件
	②「自分のものではない」と回答のあったもの	192万件
	③お知らせ便の未到達のもの	52万件
	④「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの	22万件
	⑤基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象からはずれたもの	119万件
	⑥黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの	64万件
	⑦(i)「ご本人に返戻中のもの」、(ii)「黄色便の送付対象となったが記録の一部が不完全であるため送付対象とならなかったもの」、(iii)「住基ネット住所が不備であったため送付対象とならなかったもの」	82万件
	(3) 持ち主の手がかりがいまだ得られていない記録	921万件(719万人)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ～想定される例～ ・死亡していると考えられるもの ・国外に転居していると考えられるもの ・届出誤り(誤った氏名・生年月日)により収録されたもの ・事情により別の氏名や別の生年月日で届出したもの </div>		
(4) (1)～(3)の記録と同一人と思われる記録	314万件(245万人)	

※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。

〈図表 6-2〉「ご本人からの未回答のもの 312 万件」の年齢別内訳

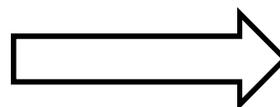
(単位：万件)

	40 歳 未満	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳 代	90 歳 代	100 歳 以上	合計
件数	12.5	86.1	83.8	76.5	32.8	15.8	3.6	0.4	311.6
割合	4.0%	27.6%	26.9%	24.6%	10.5%	5.1%	1.2%	0.1%	100.0%

〈図表6-3〉未説明記録2, 078万件（1, 621万人）の状況（機械的推計）

1 死亡した者等の記録と考えられるもの 535万件（417万人）

- ・ 死亡した者の記録 523万件（408万人）
- ・ 国外転居者の記録 5万件（4万人）
- ・ 帰国した外国人の記録 7万件（5万人）



死亡者等の記録と考えられ、今後申出の可能性が低く、年金額に結びつかないと考えられるもの。

2 上記以外の記録 1, 543万件（1, 204万人）

○ 1, 543万件の記録について、①年齢、②加入期間からみたそれぞれの角度からの推計を行った。

① 現時点の年齢分布推計

（単位：万件、括弧内は人数（万人））

	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上
件数 (人数)	73 (57)	199 (155)	273 (213)	455 (355)	390 (304)	132 (103)	20 (16)	0 (0)
割合	4.7%	12.9%	17.7%	29.5%	25.3%	8.6%	1.3%	0.0%



現在年齢は50歳代までが4割弱、60歳代までが65%と推定され、今後、年金裁定時の申出により記録が統合される可能性がある。

② 加入期間の分布推計

（単位：万件、括弧内は人数（万人））

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 25年未満	25年以上	期間不明
件数 (人数)	831 (648)	541 (422)	111 (87)	46 (36)	3 (2)	11 (9)
割合	53.8%	35.1%	7.2%	3.0%	0.2%	0.7%



5割以上は、加入期間が1年未満の短い記録と推定され、年金に結びつかないか又は年金額への影響が小さいものと考えられる。なお、受給資格期間短縮で申出が今後増える可能性がある。
 （例えば、国民年金で加入期間が6か月の場合、増加する年金月額
 は、65,000円×（0.5年÷40年）＝812円）
 （注）加入期間が長いものは、老齢年金受給の年齢になる以前に死亡しかつ遺族年金を受け取る者がいなかったようなケースや遺族年金を受給し自身の加入期間に基づく老齢年金を請求していないケース等も考えられる。

〈図表 6-4〉 未解明記録の死亡推定

(単位：万件)

加入期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 25年未満	25年以上	期間不明	合計
件数(注)	1,090.3	726.6	156.3	83.4	4.4	17.4	2,078.4
死亡推定件数	253.2	181.4	44.2	36.6	1.4	6.5	523.2
(割合%)	23.2%	25.0%	28.2%	43.9%	31.6%	37.2%	25.2%

(注) 「現在調査中の記録や性別が不明等の記録4万件」については、推計の対象外の記録であるため、件数から除外した。

〈図表 6-5〉 「ご本人からの未回答のもの」の加入期間別内訳

(単位：万件)

加入期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 25年未満	25年以上	期間不明	合計
件数	152.6	117.0	27.3	13.7	0.4	0.7	311.6
割合	49.0%	37.5%	8.8%	4.4%	0.1%	0.2%	100.0%

(別添 10)

<図表 7-2> 第三者委員会などの取扱い件数

事項	年度	19	20	21	22	23	24	25
	(6月～)							
年金事務所などで受け付けた件数 (注1)		50,434	49,807	60,374	59,912	27,607	17,883	18,014
第三者委員会への送付件数 (注1)		48,896	47,152	55,537	54,786	20,310	9,354	6,952
第三者委員会で処理を終了した件数 (注2)		5,796	53,742	57,377	62,505	42,118	11,507	8,190
	うち あっせん	2,397	20,368	27,562	30,381	19,631	5,454	4,308
	訂正不要	2,938	31,176	26,956	28,879	20,791	5,658	3,506
	申立取下件数など	461	2,198	2,859	3,245	1,696	395	376
(参考) 年金事務所段階で回復基準に基づき処理した件数		135	1,051	1,330	2,448	6,061	7,627	7,975

(注1) 各年度に受け付けた件数。なお、旧社会保険庁から第三者委員会に引き継がれた318件は含まれていない。

(注2) 各年度中に処理した件数。(第三者委員会からの聞き取り数値)

(注3) (参考)の平成24年度については、平成26年1月にとりまとめた報告書の速報値から直近の数値に修正している。

<図表 7-3> 年金機構本部の受付から再裁定分の支給までの、月中の平均処理期間（各月内に支給を行った分の平均処理期間）

時点	平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年
	3月	7月	11月	3月												
所要月数	5.5	3.5	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.2	2.1	2.5	3.2

〈図表 7-4〉年金事務所段階での記録回復基準の状況（平成 26 年 3 月末現在）

回復基準の内容		実施日	回復件数
国民 年金 関係	A-1：確定申告書（控）によるもの（20 年 4 月の基準）	平成 20.4.28	26
	A-2：家計簿によるもの（20 年 4 月の基準）	平成 20.4.28	41
	A-3：預貯金通帳などによるもの（20 年 4 月の基準）	平成 20.4.28	23
	A-4：預り証によるもの（23 年 10 月の基準）	平成 23.10.3	9
	B-1：1 年以下の未納期間に対する申立てによるもの（現年度） （20 年 4 月の基準）	平成 20.4.28	1,723
	B-2：1 年以下の未納期間に対する申立てによるもの（現年度・過年度問 わず）（21 年 12 月の基準）	平成 21.12.10	114
	B-3：2 年以下の未納期間に対する申立てによるもの（現年度・過年度問 わず）（21 年 12 月の基準）	平成 21.12.10	15
	B-4：手番払出日において過年度納付可能な期間に関する申立てによるも の（23 年 10 月の基準）	平成 23.10.3	2
	B-5：申立期間に同居していた親族に関する保険料が納付済である申立て によるもの（23 年 10 月の基準）	平成 23.10.3	22
厚生 年金 関係	K-1：不適正な遡及訂正処理事案に該当するもの（注 2） 20 年 12 月の基準（全喪日以後の遡及訂正事案であって、給与明細な どがあるもの）及び 21 年 5 月の基準（同年 12 月から K-2 の基準に移 行）	平成 20.12.25	757
	K-2：不適正な遡及訂正処理事案に該当するもの（注 2） 21 年 12 月の基準（6.9 万件該当の従業員事案）	平成 21.12.10	764
	K-3：不適正な遡及訂正処理事案に該当するもの（注 2） K-1 及び K-2 の同僚事案	平成 20.9.19	1,361
	K-4：あつせん事案の同僚事案に該当するもの	平成 23.10.3	2,790
	K-5：厚生年金特例法第 1 条第 1 項に規定する場合に該当するもの（23 年 10 月の基準）（注 1）	平成 23.10.3	18,706
	K-6：脱退手当金に関する事案に該当するもの（21 年 12 月の基準及び 22 年 4 月の基準）	平成 21.12.10	274
合 計			26,627

（注 1）主な事例

①総報酬制が導入された平成 15 年 4 月以降に、賞与などにおいて賃金台帳などにより保険料控除が確認できた場合。

②同一企業グループ内で転勤などにより資格期間が 1 か月間の空白が空き、その間の勤務の継続が確認できた場合。

（注 2）標準報酬遡及訂正関係（K1、K2、K3）は、合計 2,882 件。

〈図表 9-2〉 年金記録問題への対応の実績概要

() 内はデータの時点

課題	対策	回復人数など	
I 未統合記録 (5,095 万件) 問題	ねんきん特別便などの各種便 (26年3月時点)	1,382 万人 (平成 18 年 6 月以降) 〔 受給者 716 万人 被保険者等 666 万人 〕	記録訂正による受給者の年金額 (年額) の増額の累計 (平成 20 年 5 月以降) 1,081 億円 (324 万件) (26 年 3 月) 〔 65 歳から受給した場合の回復総額 (生涯額) 約 2.2 兆円 (26 年 3 月) 〕
II 記載の内容に誤りがある問題	①紙台帳とコンピュータ記録の突合せ (26年3月末)	189 万人 〔 回復見込額の累計 (年額) 約 304 億 8 千万円 増額となった方一人当たり平均 (年額) 約 1.6 万円 〕	
	②国民年金特殊台帳とコンピュータ記録の突合せ <22年6月に終了>	8 万件 〔増額となった方一人当たり平均 (年額) 約 1.4 万円〕	
	③被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せ (26年3月末)	55 万件 〔 国の記録が誤っているとして基金等へ回答した件数 (受給者、被保険者等の合計) 一つのオンライン記録につき複数の不一致の理由がある場合はそれぞれを 1 件と計上 〕	
	④標準報酬などの遡及訂正事案	2 万件戸別訪問調査 (従業員事案 1,602 件) <22年6月に終了> 年金事務所段階における記録回復 (2 万件戸別訪問調査対象者以外を含む) (26年3月末)	

(説明 1) 無年金者からの回復事例

- ・平成 20 年 5 月以降に無年金の状態から年金受給者となった方は、741 人 (平成 26 年 3 月)

(説明 2) 特例保険料の納付

- ・総務大臣のあっせんが行われた事例のうち、事業主から保険料の納付が行われたのは、53,639 件、約 55 億円 (平成 25 年 9 月) (納付を勧奨した件数 68,233 件のうち約 79%、特例納付保険料の総額約 84 億円のうち約 66%)

(説明 3) 65 歳から受給した場合の回復総額

- ・記録訂正による受給者の年金額 (年額) の増額の累計である 1,081 億円を、65 歳以上の老齢年金給付額の男女比率で按分し、受給期間を男女別の 65 歳の平均余命の期間として、それぞれ乗じて合算した額

〈図表9-3〉未統合記録(5, 095万件)の解明状況

〈平成26年3月時点〉

I 〈解明された記録〉 3, 012万件	(1) 基礎年金番号に統合済みの記録 1, 771万件
	(2) 死亡者に関連する記録及び年金受給に結び付かない記録 1, 241万件 (① 死亡者に関連する記録 689万件 ② 年金受給に結び付かない記録 552万件)

人数ベース 1, 382万人

(受給者 716万人
被保険者等 666万人)

II 〈解明作業中 又はなお解明を要する記録〉 2, 083万件	(1) 現在調査中の記録 (ご本人からの回答に基づき記録を調査中) 4万件
	(2) 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録 843万件 (・ご本人から未回答のもの 312万件 ・「自分のものではない」と回答のあったもの 192万件 ・お知らせ便の未到達のもの 52万件 ・その他(注1) 287万件)
	(3) 持ち主の手がかりがいまだ得られていない記録 921万件 (~想定される例~ ・死亡していると考えられるもの ・国外に転居していると考えられるもの ・届出誤り(誤った氏名・生年月日)により収録されたもの ・事情により別の氏名や別の生年月日で届出したもの)
	(4) (1)~(3)の記録と同一人と思われる記録(注2) 314万件

・10年未満の記録についても黄色便を送付(24年6月〜)
 ・特別便、定期便が未到達の方に対して直近の住基情報と突合の上、再送付(24年2月〜)

日本年金機構における紙台帳検索システムを用いた持ち主検索作業(23年8月〜)

ねんきんネットでの検索(25年1月末〜)

※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。
 (注1)「その他」は、「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの、「基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象からはずれたもの」、「黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの」等
 (注2)(4)は、(1)~(3)の記録と氏名、生年月日、性別の3項目が一致した記録

＜図表 10-1＞ 4項目が一致する者の重複付番解消状況（平成 26 年 3 月末時点）

	対象件数	解消件数
4項目が一致する者	4,240 件	2,336 件

（説明 1） 4項目が一致する者については、年 3 回対象者を抽出し解消を図っており、表中の対象件数は平成 26 年 2 月に抽出されたものである。

（説明 2） 前回抽出された対象者のうち未解消となったものは次回に再度抽出されることから、対象件数は抽出時点における 4 項目一致の総件数である。

＜図表 10-2＞ 3項目が一致する者の重複付番解消状況（平成 26 年 3 月末時点）

	対象件数	解消件数
受給者（注 1）	145,724 件	126,257 件
被保険者（注 2）	297,660 件	39,064 件

（注 1） 受給者については、平成 24 年度及び平成 25 年度の累計である。

（注 2） 被保険者については、平成 25 年 7 月及び 12 月に「年金履歴の確認のお願い」を送付している。12 月送付には 7 月送付の未回答者 84,855 件が含まれている。

＜図表 10-4＞ 基礎年金番号と住民票コードとの、ひも付け状況

	①基礎年金番号数	②住民票コード収録数	③収録率＝②／①
①被保険者（26 年 2 月時点）	5,756 万人	5,358 万人	93.1%
ア)国民年金(1 号・3 号)	2,547	2,419	95.0
イ)厚生年金(2 号)	3,210	2,939	91.5
②受給者（26 年 2 月時点）	3,897	3,859	99.0

＜図表 10-5＞ 厚生年金保険 主要 6 届の電子化の現状

	作成方法など	利用率〔25 年度〕(注)
紙 申 請	手書き又はワープロ入力で作成	47%
電子媒体申請(CD,DVD など)	電子媒体届書作成プログラムで作成	47%
電 子 申 請(e-gov)	e-gov 電子申請システムで登録・作成	6%

(注)利用率については、被保険者ベースの割合である。

(1) 国民年金保険料の「後納制度」実施後のフォロー

①後納制度の実施状況（平成26年3月末現在）

- お知らせ送付件数 (a) 2,009.5 万件
- 申込書受付件数 (b) 103.6 万件
- 利用率 (b) / (a) 5.2%

②後納保険料の納付状況（平成26年3月末現在）

- 後納申込書承認月数 1,596.0 万月 (1人当たり平均) 16.9 月
- 後納保険料納付月数 1,047.6 万月 (1人当たり平均) 11.1 月
- 承認月数に対する納付月数の割合 65.6%
- 納付対象後納保険料額 2,356.8 億円 (1人当たり平均) 25.0 万円
- 納付済み後納保険料額 1,546.6 億円 (1人当たり平均) 16.4 万円

③後納制度を利用した方の老齢基礎年金の裁定状況（平成26年4月現在）

- 老齢基礎年金が裁定された方で後納制度を利用された方 33,559 人
- 後納制度を利用したことにより受給資格期間を満たした方 15,066 人